

## 獣医療広告制限見直し状況 (報告)

### 1. 作業内容

#### (1) 獣医療法施行規則改正手続き

答申を受け、

ア 認定要件確認団体による要件確認を受けた団体から獣医事に係る専門性認定を受けた旨の広告

イ ①問合せ先、②通常必要とされる治療等の内容、③治療等に係る主なリスク、副作用等の事項、④診療費用の表示を義務付けた診療行為の広告を含め、追加項目について検討中。

#### (2) 獣医療広告ガイドライン改正手続き

関係団体等に広告制限に関する意見交換を実施中。今後、ガイドライン(案)を作成後、都道府県と意見交換を予定。

#### (3) 認定要件確認団体についての条件について、事務局で検討中。

### 2. 今後のスケジュール

月	内容
令和5年6月～ 令和5年9月	<u>1 獣医療法施行規則改正手続き (～9月)</u> 9月：獣医事審議会に施行規則の改正内容報告 <u>2 獣医療広告ガイドライン改正手続き (～9月)</u> 9月：獣医事審議会にガイドライン改正内容報告 <u>3 認定要件確認団体の条件検討 (～9月)</u> 9月：獣医事審議会に条件内容報告
令和5年10月頃	1 獣医療法施行規則の一部改正 (施行・公布) 2 改正獣医療広告ガイドラインの公表 3 認定要件確認団体の条件の公表 4 改正獣医療広告ガイドラインQ&Aの公表

# 認定要件確認団体の条件（案）

農 林 水 産 省

認定要件確認団体として申請

獣医事審議会の意見を聴いて  
認定要件確認団体として指定

## 獣医師の専門性認定要件を確認する機関の主な条件

- 1 獣医療に関する専門的な知識を有していること
- 2 公平性・中立性の高い機関であるとともに、財政的な安定性を有していること
- 3 専門性認定要件には、「研修・講習」「実務歴」「認定試験」「認定更新」の項目などを定めたことを審査すること
- 4 専門性認定要件を確認した手続きについて、第三者が評価できる体制をとること
- 5 少なくとも年1回、農林水産大臣に活動状況を報告すること
- 6 事務を適正に実施できる体制であること など

「専門性に係る名称の検討及び設定」  
「専門性認定までのプロセスの評価・認定」  
「専門性が認定された獣医師の登録管理」

獣医師の専門性を認定する機関（各学会、団体など）

専門性認定要件：「研修・講習」「実務歴」「認定試験」「認定更新」など

認定要件確認  
団体が実施する  
具体的事務